

概要版

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および
事業の管理運営について

令和6年3月

福井県包括外部監査人
上 坂 誠 和

【 目 次 】

第1章 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類.....	1
II. 選定した監査テーマ.....	1
III. 監査テーマを選定した理由	1
IV. 外部監査対象期間.....	2
V. 外部監査対象施設および機関.....	2
VI. 外部監査の方法.....	2
VII. 外部監査の実施期間.....	3
VIII. 外部監査人および外部監査人補助者	3
IX. 重要な用語の説明.....	4
X. 利害関係	4
第2章 監査対象の概要.....	5
I. 県の港湾事業の概要.....	5
II. 県の漁港事業の概要.....	6
第3章 監査の結果.....	8

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した監査テーマ

港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について

III. 監査テーマを選定した理由

港湾にはいろいろな機能がある。道路や鉄道に接続され陸上交通との連携を行い、臨海地帯・近接地帯の製造業やエネルギー産業などを支える外貿・内貿の物流拠点としての機能、観光や海上交通、海洋性レクリエーションなど人流の交通の要所としての機能、住民や観光客に快適で美しい憩いの場を提供するなどの環境としての機能、災害時の海上物流・交通ネットワークとしての防災機能などがあり、これらの機能を維持し役割を果たすためには、防波堤や岸壁などにより船舶の安全な運行・停泊を確保するための構造物や栈橋、倉庫、上屋などの物流施設、ターミナルなどの旅客施設、交通安全施設、防災施設などの港湾施設の整備・充実が必要である。

また、国土強靱化の観点から、頻発化する台風・線状降水帯などの豪雨による水害や今後予想される大規模地震に迅速かつ的確に対処するための緊急物資輸送や陸上交通の代替手段としての役割も期待されている。

さらに、物流における2024年問題を控え、モーダルシフトの観点から港湾の活用の重要性はますます高まっていくと考えられる。

一方、港湾の整備・運営には、事業の性質上、多額の費用を要する。そのため、事業の妥当性を定期的に検討するとともに、予算の執行には効率性、経済性が強く求められる。また、港湾資産の重要性も高いことから資産管理も重要であり、また、施設の長寿命化や維持管理コストの平準化を図るため、資産管理の重要性も増している。

港湾は、道路や橋梁などと比べ、県民が直接的に利用する機会が少ないものの、日常生活に係る衣食住の大部分が船舶を利用して輸送されるなど、県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である。

福井県は、日本海側のほぼ中央部に位置し、アジアにも面していることから、港湾整備は、県の発展や地域経済の発展にとって重要である。また、南海トラフ地震等の大災害時には日本海側の拠点港湾として復旧資機材等の支援、緊急物資輸送だけでなく、関西圏や中京圏の大規模港の大量の一般貨物の緊急輸送拠点や代替輸送拠点としての機能を果たすことが求められる。

このような中、県は、港湾管理者として、港湾計画に基づく港湾建設のほか、港湾の維持改良、津波・高潮対策など港湾の整備、港湾管理、港湾振興などを行っている。特に重要港湾である敦賀港について、県は、「敦賀港湾計画（令和3年12月改訂、目標年次：令和10年代半ば）」により前回の平成17年改訂から16年ぶりに改訂した。この計画のもと、貨物のコンテナ化や船舶の大型化に対

応じた公共ふ頭等の整備を進めるとともに、近年の貨物の増加によるふ頭用地の不足を解消すべく、敦賀港鞠山南地区国際物流ターミナルの拡張工事を進めるなど敦賀港の機能強化に向けて整備を行っている。

また、福井県は、日本海に面しており、水産資源にも恵まれ、漁業も盛んに行われている。漁港は、水産物の生産拠点・流通拠点として重要な役割を果たしているが、防災拠点漁港としても期待されており、県は機能強化を図るために漁港の整備も進めている。このように漁港は、海に面する港として、その機能や施設に関して港湾と共通点が多い。

このように港湾および漁港は、それらの役割・機能からその重要性が高いことから、今回の監査テーマとして選定した。

IV. 外部監査対象期間

原則として令和4年度（必要に応じてその他の年度も対象とする。）

V. 外部監査対象施設および機関

今回の監査にあたり、港湾事業および漁港事業に関連する以下の関連施設および関連機関を監査対象とした。

【港湾事業】

<施設>

- ・敦賀港、福井港、内浦港、和田港、鷹巣港
- ・指定管理施設（敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル、福井港九頭竜川ポートパーク、和田港若狭和田マリーナ）

<機関>

- ・土木部
 - 港湾空港課
 - 福井港湾事務所
- ・嶺南振興局
 - 敦賀港湾事務所
 - 小浜土木事務所
- ・産業労働部
 - 成長産業立地課
- ・出資団体（敦賀港国際ターミナル株式会社、福井埠頭株式会社）

【漁港事業】

<施設>

- ・鷹巣漁港、茱崎漁港、越前漁港、早瀬漁港、日向漁港、小浜漁港、高浜漁港
- ・指定管理施設（小浜漁港指定管理施設）

<機関>

- ・農林水産部
水産課
越前漁港事務所
- ・嶺南振興局
林業水産部

Ⅵ. 外部監査の方法

(1) 主要な監査目標

港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。

(2) 主な監査要点

主に以下の監査要点について監査を実施した。

1. 事務の執行および事業の管理運営は適切に行われているか
2. 工事、委託等の契約は適切に行われているか
3. 施設の利用手続は適切か
4. 固定資産等の現物管理が適切に実施されているか
5. 関連する施設・機関・団体等が適切に運営されているか
6. 事務事業の実施状況が適切か

(3) 主な監査手続

1. 県担当者、指定管理者等への質問
2. 関係書類の閲覧、照合、分析
3. 現地調査
4. 固定資産等の視察、管理状況の把握
5. その他必要とした手続

Ⅶ. 外部監査の実施期間

令和5年5月29日から令和6年3月14日まで

Ⅷ. 外部監査人および外部監査人補助者

- ・包括外部監査人
上坂 誠和（公認会計士・税理士）
- ・外部監査人補助者
藤井 宏澄（公認会計士・税理士）
福原 豪秀（公認会計士・税理士）

梅田 雅彰（公認会計士・税理士）

寺尾 忠佳（公認会計士・税理士）

木村 善路（公認会計士・税理士）

IX. 重要な用語の説明

本報告書の中で使用される以下の用語は、次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

・ 「指摘事項」と「意見」

「指摘事項」とは、一連の事務手続の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、あるいは、違法ではないが、社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

また、「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織および運営の面で合理化に役立つものとして改善または検討が望まれる事項を記載している。

・ 3E

3Eとは、Economy（経済性）、Efficiency（効率性）およびEffectiveness（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけのもを産出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけ効用を生み出せたか」を意味する。

【本報告書における記載内容の留意事項】

・ 端数処理

報告書の数値は、原則として金額は単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。ただし、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとしている。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

X. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

I. 県の港湾事業の概要

県の港湾は、国際戦略港湾、国際拠点港湾はなく、重要港湾である敦賀港、地方港湾である福井港、内浦港、和田港、および鷹巣港（避難港）の4港の計5港となっている。いずれも県が管理者となっている。

種類	港湾数	港湾名
重要港湾	1	敦賀港
地方港湾	4	福井港、内浦港、和田港、および鷹巣港（避難港）
合計	5	

県の港湾事業に関連する組織および業務内容は、以下のとおりとなっている。

部	課	業務内容	管理港湾
土木部	港湾空港課	<ul style="list-style-type: none"> 港湾の整備・管理・振興に関すること 港湾区域内海岸の整備・管理・振興に関すること 	—
	福井港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> 福井港、鷹巣港の整備に関すること 福井港、鷹巣港の管理に関すること 福井港の保安に関すること 福井港、鷹巣港の使用に関すること 福井港海岸、鷹巣港海岸の整備に関すること 福井港海岸、鷹巣港海岸の管理に関すること 	福井港 鷹巣港
嶺南 振興局	敦賀港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> 敦賀港の整備に関すること 敦賀港の管理に関すること 敦賀港の保安に関すること 敦賀港の使用に関すること 敦賀港海岸の整備に関すること 敦賀港海岸の管理に関すること 	敦賀港
	小浜土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> 和田港、内浦港の整備に関すること 和田港、内浦港の管理に関すること 内浦港の保安に関すること 和田港、内浦港の使用に関すること 和田港海岸、内浦港海岸の整備に関すること 	和田港 内浦港

		・ 和田港海岸、内浦港海岸の管理に関する事	
産業 労働部	成長産業立地課	・ ポートセールスに関する事	—

II. 県の漁港事業の概要

福井県内には、第1種漁港が34港、第2種漁港が8港、第3種漁港が1港、第4種漁港が1港あり、合計44の漁港がある。

そのうち、県が漁港管理者となっている漁港は、第2種漁港の鷹巣漁港、茱崎漁港、早瀬漁港、日向漁港、高浜漁港の5港、第3種漁港の小浜漁港の1港、第4種漁港の越前漁港の計7港となっており、市町管理漁港が37港となっている。

種類	漁港数	福井県が管理する漁港名
第2種漁港	5	鷹巣漁港、茱崎漁港、早瀬漁港、日向漁港、高浜漁港
第3種漁港	1	小浜漁港
第4種漁港	1	越前漁港
合計	7	

県の漁港事業に関連する組織および業務内容は、以下のとおりとなっている。

部局	課	業務内容	管理漁港
農林 水産部	水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合に関する事 ・水産金融に関する事 ・漁業調整に関する事 ・漁業権に関する事 ・漁業の許認可に関する事 ・漁業取締に関する事 ・漁船登録に関する事 ・遊漁船業に関する事 ・水産資源保護に関する事 ・水産業改良普及に関する事 ・水産流通加工に関する事 ・栽培漁業に関する事 ・漁港整備に関する事 ・漁港海岸保全施設整備に関する事 ・県営漁港の管理に関する事 	—

		<ul style="list-style-type: none"> ・海区漁業調整委員会に関すること ・内水面漁場管理委員会に関すること 	
	越前漁港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理漁港と海岸保全区域（漁港に係るものに限る）の管理に関すること ・管理漁港と海岸保全区域（漁港に係るものに限る）の工事、設計および監督に関すること 	越前漁港 菜崎漁港 鷹巣漁港
嶺南振興局	林業水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業普及指導・振興担当 ・漁港、海岸の管理と整備に関すること ・プレジャーボート対策 	早瀬漁港 日向漁港 小浜漁港 高浜漁港

第3章 監査の結果

今回の監査における指摘事項および意見の一覧は、以下のとおりである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
<港湾事業>				
1. 契約				
-	該当なし	-	-	-
2. 収入管理				
1	1		無許可の設置物について	港湾施設の現場視察を実施したところ、数多くの無許可の設置物が確認された。 県は、港湾施設への定期的なパトロール等を通して、港湾施設が適切に使用されているか、使用等の許可が無いまま港湾施設が使用されていないかを確認すべきである。
2	2		占有許可申請書類における記載漏れ	和田港では、建物横の自販機については、占有許可のある建物施設の申請面積内にあるが、占有許可申請書上の記載がない。 使用等の実態を認識し、施設を適切に管理するために、許可申請にあたっては申請書の内容記載を正確に求める必要がある。
3	3		使用等の許可期間について	許可申請書や許可書を閲覧したところ、その期間が過度に長期に渡っていたり、永年となっていたりするものが確認された。福井港では南防波堤灯台の占有許可期間が10年となっており、敦賀港では水路基準標の占有許可期間が永年となっており、それぞれ条例の定めにおける許可期間の上限を超えていた。 なお、福井港の南防波堤灯台については、福井県港湾施設管理条例にもとづき許可がなされており、同条例第7条但書に「知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。」との特例の定めがあるが、特例を適用した理由や経緯を説明できるものはなかった。 港湾施設の使用等の許可期限については、特例の適用がない限り、それぞれ条例の定め範囲内にて許可を行っていく必要がある。
4		1	利用料金の Web サイトにおける掲載について	条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。またWebサイトにおける利用料金が税込なのか税抜なのか課税取引なのか非課税取引なのか不明確である。 県のWebサイトには実際の取引がない、または、わずかであっても条例記載の料金を掲載し、また、その金額は課税取引なのか非課税取引なのか、課税取引の場合は税抜金額なのか税込金額なのかを明示するのが望ましい。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
5	4		利用料金の徴収誤りについて	<p>内浦港において、動力のある押船が動力のない非自走の船とともに2隻で入港する場合において、押船については、接岸していないとして岸壁使用料を徴収していなかった。</p> <p>この場合、実際には、押船についても、非自走の船と一体となって行動し、岸壁を使用していることには変わらないと考えられる。そのため、別途、免除の規定がなければ、利用料金は2隻で計算して徴収すべきである。</p>
6	5		利用料金の徴収誤りについて	<p>鷹巣港に設置してある砕氷機、保冷库廂、荷積みクレーンについては、性質として長期的建造物に該当し、年額290円/m²で計算し占用料を徴収すべきものであるが、仮設工作物としての月額26円/m²で計算し、占用料を徴収していた。</p> <p>占用料の計算にあたっては、対象物の性質を誤らないようにする必要がある。</p>
7		2	未収債権の管理について	<p>令和4年度に井の口プレジャーボートスポットの使用許可を受けた者が死亡し、港湾使用料（プレジャーボート係留料金）について未収金が1件（92,400円）発生し、相続人も債権放棄を行った結果、現状回収ができない状況にある。</p> <p>敦賀港湾事務所においては、原則、期間一括での前払いで納入通知書を作成送付し、請求しているが、利用者が一括で払えない場合等においては、利用者の要望に応じて、月払いや後払による納入も認めている。</p> <p>後払いだとサービスを提供しているのに料金を回収できないリスクがあるので、それを避けるために料金徴収は後払いを認めるのはできる限り避けることが望まれる。また、前払ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行い、支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。</p>
3.収支報告				
8		3	収支報告について	<p>港湾法第48条および港湾法施行規則第13条において作成・公表が求められている重要港湾である敦賀港に関する収支報告の公表は、現状、県庁1階の県政情報センター（情報公開・法制課）において行われてる。ただし、綴じられているファイルのタイトルが「港湾法49条に基づく敦賀港財政収支状況報告」と記載されており、根拠条文の条番号が誤っていた。</p> <p>収支報告における根拠条文は、以前は第49条に記載されていたが、令和4年に港湾法の改正があった際に、第48条に移動となり、タイトルの根拠条文の条番号も第48条に変更する必要がある。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
9		4	収支報告について	<p>敦賀港の収支報告を閲覧しようとした場合には、県庁 1 階の県政情報センターに実際に足を運ぶか、県政情報センターに問い合わせたり、郵送手続等を取る必要があり、容易に閲覧できる状況にはなっていない。</p> <p>収支報告は公表することが求められており、県民や利害関係者が広く、かつ容易に閲覧できるようにすることが望ましいため、より容易に閲覧できるよう、Webサイトにおいて収支報告を公表している他県を参考にWeb上で収支報告を閲覧できるようにすることが望ましい。その際、当該事業年度分のみならず、過年度分も含めて閲覧できるようにし、経年度での比較できるようにすることが望ましいと考える。</p>
10		5	各地方港湾の収支報告について	<p>重要港湾である敦賀港を除く、他の港湾については、地方港湾ということもあり、収支報告の作成・公表の法的義務はなく、収支報告は作成されていない。</p> <p>しかし、収支報告は、各地方港湾のカネに関する情報を一覧でき、年度別に比較できる重要な資料であり、決算審査や予算編成を有効かつ効率的に行い、各地方港湾の今後の計画や将来の在り方の検討を適切に行うために有用なものであると思われるため、各地方港湾についても収支報告を作成することが望まれる。</p>
4. 特別会計				
11		6	港湾整備事業特別会計に関する情報の充実について	<p>県は、港湾整備事業特別会計に係る経営戦略を策定し、公表しているものの、直近では令和2年度に公表したものが最後である。</p> <p>公表されている経営戦略によれば、過去の収支実績情報のみが記載されており、今後の具体的な収支計画や地方債残高の償還状況やスケジュールが記載されておらず事業の全体が不明であり、情報の充実が望まれる。</p> <p>特別会計は、独立採算性が基本であり、各事業で収支が適切に賄われて、地方債の償還が適切に行われているかといった情報が県民にとっても重要となるため、事業ごとに将来スケジュールと合わせた県民への情報の開示の充実を検討していただきたい。</p>
5. 資産管理				
12	6		港湾台帳の必要記載事項について	<p>敦賀港以外の4港（福井港、鷹巣港、内浦港、和田港）の港湾台帳において、港湾法施行規則における港湾台帳の第5号様式における必要記載事項が記載されていない。</p> <p>法律等で要求されている記載事項は漏れなく記載する必要がある。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
13		7	港湾台帳における各項目の空欄について	<p>各港湾の港湾台帳において、各施設の各項目の枠（セル）に多くの空欄が見られた。</p> <p>港湾台帳における何も記載されていない各項目の枠（セル）について、その項目の内容・数値等を調べる必要性が少ないと判断したうえの無記入なのか、該当がないのか、記載が漏れているのか、などの判別がつかない。</p> <p>各項目の枠（セル）の記載漏れがないようにするために、その項目の内容・数値等を調べる必要性が少ないと判断したうえの無記入の場合や該当なしの場合などはそれが把握できるような記載を行い、記載漏れを回避するのが望ましい。</p>
14		8	施設の種類の施設数や増減数の把握について	<p>施設の種類の施設数やその増減数を容易に把握可能な資料が、5港中3港（鷹巣港、内浦港、和田港）で作成されていない。</p> <p>施設の種類の施設数やその増減数は、施設の管理上有益性が高い資料であり、それらが把握できる一覧表を作成するのが望ましい。</p>
15		9	港湾台帳の年度について	<p>敦賀港以外の4港（福井港、鷹巣港、内浦港、和田港）において、港湾台帳がいつの年度のデータなのか不明確である。</p> <p>施設の増減の有無にかかわらず、いつの時点のデータなのか把握できるよう年度の数値を変更し、台帳全体を更新する必要がある。</p>
16	7		現物と港湾台帳の不一致について	<p>福井港において、港湾台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。</p> <p>県は、港湾台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要がある。</p>
17		10	定期的な現物確認の実施について	<p>県は、港湾資産の管理について、港湾台帳に記載の港湾資産について定期的な現物確認を実施していない。</p> <p>県は、港湾資産について定期的に港湾台帳ベースでの現物確認を実施することが必要と考える。なお、港湾全体の広いエリアに存在する港湾資産の現物管理のため、パトロールにおいて定期的に行う「循環での現物確認」により港湾資産の実在性・網羅性を確保するのが望ましい。</p>
18	8		海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について	<p>各港湾において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。</p> <p>海岸保全区域台帳は、海岸法施行規則に準拠した台帳を作成しなければならない。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
6. 施設管理				
19		11	通常パトロール（日常点検）の頻度について	係留施設、水域施設、臨港交通施設、保管施設、廃棄物処理施設に関する通常パトロール（日常点検）について、福井港、鷹巣港、内浦港、和田港の4港における現在の点検実施頻度は月1回であり、「福井県港湾等パトロール実施要領」の規定に定められた頻度よりも低い。 上記施設に関する通常パトロールの頻度について、実際の頻度を高くするか要領の規定を見直すかして、規定と実際が合致するよう見直す必要がある。特に福井港は他の3港と比べて規模等が大きいため、頻度を高める必要があると思われる。
20		12	施設管理について	内浦港においては、釣り客も多く来ているが、打ち込みタイプ釣り竿立受け（ピトン）を岸壁に直接打ち込んで使用している釣り客がいた。過去に使用していた穴があいている箇所も見受けられた。 岸壁を痛める行為であり、建造物損壊罪行為に当たると考えられるため、取り締まりや利用を中止するよう指導することが望まれる。
21		13	特殊性が高く高額な港湾設備・機械の導入について	ガントリークレーンの新規導入の決定において、県は、コストについて取得から廃棄までのライフサイクルコストおよび費用対効果を計算しておらず、取得価額を考慮したのみである。 ガントリークレーンのように特殊性が高く、高額な港湾設備・機械の導入においては、限定された製造業者・納入業者から取得価額だけでなく取得から廃棄までのライフサイクルコストや費用対効果を含めた見積り・提案を要求し、それをもとに意思決定をすべきである。
22		14	不法係留について	敦賀港、和田港、鷹巣港においては、港湾施設内に不法係留となっている船舶が発見された。 県は、不法係留の状況・程度に応じた段階的な対応方法を検討し、引き続き、不法係留の解消に向けた取り組みを進めるよう努力すべきである。
23	9		放置物について	港湾施設内に船やごみなどの放置物・廃棄物がある。例えば、内浦港では、所有者不明とみられる船が駐車場に放置されていることが確認された。また、他の例として、鷹巣港では港湾施設内の一部のエリアにごみが散乱していた。 県は、適切な維持管理のため、処分や撤去を求めるとともに、そもそも放置物・廃棄物を出さない啓発活動を積極的に行う必要がある。
7. 目標設定				
24		15	目標設定について	港湾施設における入港船舶量や取扱貨物量、品別・地域別の輸移出入構成などにおいて、明確な目標設定は行っていない。 経済活動の活性化や港湾施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
8. 災害対策				
25		16	地方港湾における港湾BCPの策定について	<p>港湾BCPについては、現在、重要港湾である敦賀港についてのみ策定している。</p> <p>ただし、大地震等の自然災害等が発生した場合に、港湾の重要機能を最低限維持できるようにするための対応をしておくことは、地方港湾でも重要である。そのため、地方港湾である福井港、和田港、内浦港、鷹巣港においても積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれる。</p>
26		17	災害対応マニュアルについて	<p>災害時の対応マニュアルの整備状況を確認したが、県として『港湾関係災害対応初動マニュアル』を整備しており、それに基づいて対応している。ただし、当該マニュアルについては、災害対応体制の設置基準、参集体制、連絡体制、報告体制等に関する記載が中心となっているものであり、実際に災害が発生した場合に、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法については、記載されていない。</p> <p>港湾BCPが策定されている敦賀港については具体的な対応方法が記載されており、それにてカバーできていると考えられるが、それ以外の港湾については、県は、想定されるいくつかのパターンについては、迅速に行動できるようマニュアル化しておくことが望まれる。</p>
27		18	バックアップ港としての準備について	<p>敦賀港は、南海トラフ地震等の大災害により太平洋側の港湾が被災したときのバックアップ港として機能を発揮することが期待されている。その準備対策として、地形的特性等から解消が容易でない課題もあるものの、順次解消に努めていくことが望まれる。また、企業のBCPやリスク分散の観点からだけでなく、大規模災害時における代替港湾や補完港湾として機能の効率的な発揮の観点からも、平時より敦賀港を利用してもらうよう戦略的なポートセールスを行っていくことが望まれる。</p> <p>大規模災害時において、敦賀港が大規模港の代替港湾や補完港湾として効率的に発揮できるよう準備しておくことが望まれる。</p>
9. モーダルシフトへの対応				
28		19	施設の整備について	<p>敦賀港は、天然の良港として恵まれており、また、国や県により鞠山南地区国際ターミナルの拡張工事も進められている。完成すれば、これまで分散していた貨物船の停泊地も貨物船の種類ごとに接岸できるようになり、効率的な貨物の積卸しができるようになる。引き続き、拡張工事を進め、荷役の安定性確保による物流の効率化を図り、敦賀港の魅力を高めていくことが望まれる。</p>
10. クルーズ船				
-	該当なし	-	-	-

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
11. プレジャーボート				
29		20	不法係留について	<p>敦賀港の一部エリアや井の口川河口域エリアにおいては、不法に係留等されている船舶が発見された。また、それら船舶に係留するための係留くい等の工作物やロープやタイヤ等が無許可で設置されていた。</p> <p>これら不法係留船や不法工作物等については、河川氾濫時において被害を拡大する要因となったり、橋梁を破損する要因となり、河川利用者の安全を阻害する恐れがあるほか、下流部の河川改修事業や様々な地域活動にも支障を及ぼすことになるため解消することが必要である。</p> <p>県においても、これら不法係留状態の解消に向けて、国土交通省関係者、県関係者、敦賀市関係者、その他必要と認められた者により構成された「井の口川水面利用検討会」を設け、解消に向けて検討している。</p> <p>今後も、注意や指導、強制代執行・簡易代執行など不法係留の状況・程度に応じた段階的な対応方法をルール化するなどして、不法係留を解消するための活動を引き続き行うことが望まれる。</p>
12. 指定管理施設				
(1) 敦賀港鞠山南地区国際ターミナル				
30	10		収支計算書について	<p>指定管理者による令和4年度の事業報告書に添付されている収支計算書において、支出項目の中に固定資産減価償却費の項目が残高（212千円）とともに記載されている。減価償却費は、非現金支出費用であり収支計算書に記載されるべきものではない。</p> <p>県は、事業報告書を確認する際に、収支計算書が適切に作成されているかについても意識して確認すべきである。</p>
(2) 福井港九頭竜川ボートパーク				
31		21	維持管理業務計画について	<p>基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3 IIに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記1の維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。</p> <p>別記1の維持管理業務の年間計画は、管理業務仕様書の各種維持管理業務が反映されているようなものになっている必要がある。</p>
32		22	事業計画書の目標値について	<p>利用者の増加に向けた各種取組みを計画しているが、それらを踏まえた目標契約隻数について事業計画書に記載がされていない。</p> <p>事業計画書に目標契約隻数を記載することが望まれる。加えて、事業報告書において実績値との比較を行い、目標達成状況の把握と原因分析を行い、その結果を次期の事業計画書の各種取組みに反映させていくことが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
(3) 和田港若狭和田マリーナ				
33		23	維持管理業務計画について	基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3Ⅱに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記1の維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。 別記1の維持管理業務の年間計画は、管理業務仕様書の各種維持管理業務が反映されているようなものになっている必要がある。
34		24	管理運営業務仕様書について	利用者数および売上がここ数年遞減している。事業計画書と事業報告書に「施設の利用促進への取組み」の項目があり、コロナ前の利用者数を回復していない。 指定管理者は、現状をより詳細に分析し、利用促進のための有効な取組みを提案または県へ要望することが望ましい。
35	11		収支報告書の勘定科目について	指定管理者である若狭高浜漁業協同組合が作成した収支報告書の勘定科目が一部不適當である。 ・人件費関係の勘定科目が不適當 「人件費」、「法定福利費」、「労務費」という3つの勘定科目で計上されている。「人件費」は、給料、賃金、賞与、法定福利費、福利厚生費などを総括する勘定科目であり、「労務費」は、製品の製造に関する人件費の一つである。 ・次の2科目を補助科目なしで2行で計上しているが、別建てしたい場合は補助科目を使用すべきである。 「雑収益」「租税公課」 ・次の3科目を0計上しているが、これらは収支報告書に記載すべきでない。 「賃借料」「旅費」「会議費」 県に提出される収支報告書について、県は、その表示についてもしっかりチェックし、不適當な点があれば改善を指導しなければならない。
36		25	収支報告書の作成について	指定管理者である若狭高浜漁業協同組合は収支報告書の作成等の会計処理をエクセルで行っている。会計ソフトなら勘定科目の設定などの初期設定を適切に行えば、集計ミスや計算書の作成のミスが少なくなる。県の指導のもとで会計ソフトを導入するのが望まれる。
37		26	事業計画書と事業報告書の記載の整合性について	指定管理者の作成する事業計画書における目標数と事業報告書における実績数の記載の仕方が整合していない。指定管理者は、事業計画書と事業報告書の記載が対応するように記載する必要がある。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
13. 出資団体				
(1) 敦賀港国際ターミナル株式会社				
38	12		取締役の取締役会への出席について	<p>敦賀港国際ターミナル株式会社の取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の取締役会において、取締役のうち、福井県の土木部長と産業労働部長の2名は、一度も出席がなかった。</p> <p>県によれば、取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。</p> <p>そのため、福井県の土木部長と産業労働部長は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たすべきである。</p> <p>また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率の向上を図るよう努めるべきである。</p>
(2) 福井埠頭株式会社				
39	13		取締役の取締役会への出席について	<p>福井埠頭株式会社の取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の取締役会において、取締役のうち、2名の取締役は、一度も出席がなかった。また、取締役となっている福井県の土木部長は、事業報告・計算書類承認等が行われた取締役会一度だけの出席となっていた。</p> <p>県によれば、取締役となっている県の職員が取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。</p> <p>そのため、出席率の低い取締役は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たさなければならない。</p> <p>また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率向上を図るよう努めるべきである。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
<漁港事業>				
1. 契約				
-	該当なし	-	-	-
2. 収入管理				
40	14		無許可の設置物について	<p>漁港施設の現場視察を実施したところ、無許可の設置物が数多く確認された。</p> <p>県は、各漁港への定期的なパトロール等を通して、漁港施設が適切に利用されているか、利用届出や使用許可のないまま漁港施設が利用されていないかを確認すべきである。もし、適切でない使用が認められる場合には、漁港施設使用者に対して撤去ないし利用届出書や許可申請書の提出を求めるなどの指導および監督を適切に実施する必要がある。</p> <p>また、不適切な利用を行う漁港施設利用者に対しては、違反回数に応じて対応処理を決めるなど、福井県漁港管理条例第35条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うことも検討すべきである。</p>
41	15		使用等の許可申請における記載漏れについて	<p>鷹巣漁港では、荷捌き施設横の燃料供給施設については、占用許可のある荷捌き施設の申請面積内にあるが、占用許可申請書上の記載がない。また、早瀬漁港では、占用許可のある漁船建造修理施設内に新たにクレーンが附加されているが、占用許可申請上の記載がない。</p> <p>使用等の実態を認識し、施設を適切に管理するために、許可申請にあたっては申請書の内容記載を正確に求める必要がある。</p>
42	16		利用料等が免除となる施設利用の取扱いについて	<p>小浜漁港の敷地内に供養塔が置かれていたが、利用許可申請書も使用料等減免承認申請書も提出されていなかった。</p> <p>利用料が免除となる施設利用の場合でも、漁港施設の利用を前提に利用許可申請書が必要であり、また、その性質上免除で問題ないと判断するのであれば、使用料等減免承認申請書の提出を受けたくて施設利用料を免除する必要がある。</p>
43		27	利用料金の Web サイトにおける掲載について	<p>条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。またWebサイトにおける利用料金が掲載されている取引が課税取引なのか非課税取引なのか判断しづらい。</p> <p>県のWebサイトには、実際の取引がない、または、わずかであっても条例記載の料金を掲載し、また、その金額は課税取引なのか非課税取引なのかを明示するのが望ましい。</p>
44		28	利用予約方法について	<p>利用予約方法について漁港施設利用届等を書面にて提出する予約方法が大半であり、Webによる電子利用予約申請へ移行できていない。書面による申請は事務手続きが煩雑であり、電子利用予約申請に移行し事務手続きや事務コストの省力化を図っていくことが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
45		29	Webによる電子利用予約申請について	<p>現状、県においてWebによる電子利用申請システムが設けられているものの、Webによる電子利用予約申請が進んでいない。</p> <p>書面での申請からWebによる電子利用申請にスムーズに移行していくためにも、所管する事務所（越前漁港事務所、嶺南振興局）において、書面で申請してきた方へ電子利用申請できることを個別に案内するなどし、周知を図る、県の申請書様式ダウンロードサイトや所管する事務所のWebサイトにおいて、書面での申請でなく、電子でも申請ができる旨を記載する、電子申請サイト『電子申請サービス（ふくe-ねっと）』へのリンクを付けるなど、利用者が書面から電子へ移行しやすいよう配慮したWebサイトの構成にし、利用者にとってより利用しやすい環境を整備することが望まれる。</p>
46	17		使用料等減免承認申請書の提出漏れについて	<p>日向漁港に設置してあるコミュニティバスのバス停、小浜漁港において設置してある養殖いかだについては免除対象とし使用料は徴収していないが、免除に関して使用料等減免承認申請書が提出されていない。</p> <p>条例に基づき減免申請手続を経たうえで減免にすべきである。</p>
47		30	利用料金の計算について	<p>利用料金の算定について、過去に誤請求を行ったことがあったことから、請求時に料金表との照合、複数人での計算チェックを行っているが、すべて電卓による手計算になっている。また、そもその料金の試算についても電卓による手計算が行われている。</p> <p>利用料金の算定について、手計算で複数人にて計算チェックを行っているが工数がかかり過ぎるため、事務を効率化するためにも料金の試算についてはエクセル等でフォームを作成し自動計算させ手計算をなくすように改善すべきである。</p>
48		31	漁協からの報告資料の検証について	<p>漁港使用料については、漁協からの利用関連の書類報告に基づき利用料を請求しているが、漁協からの報告について、資料の検証が実施されていないため、過少に報告されたとしても発見できず、過少請求となる可能性がある。</p> <p>漁港使用料の算定に当たっては、県は、漁協からの書類のみでの確認ではなく、定期的に一部について実際の状況も確認した上での資料作成方法の確認や監査を実施し、利用料の計算基礎資料の正確性も担保する必要がある。</p>
49		32	利用料金の徴収について	<p>利用料金の徴収は利用者へ紙の納入通知書を郵送し、料金の支払いを依頼している。</p> <p>印刷・郵送コスト、事務手続の負担を鑑みると、納入通知書を郵送して支払いを依頼するのではなく、電磁的な方法で料金の通知を行えるよう改善すべきである。また、納入通知書では県内の金融機関しか対応できないため、県外の場合、取り扱い可能な銀行がより限定されるため、利便性が劣る。より簡単に支払いできるよう、電子マネーやクレジットカードでの支払方法に対応できるよう改善すべきであり、また、それに併せて徴収事務手続の見直しをすることが望ましいと考える。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
50	18		消費税の適用誤りについて	小浜漁港において、貸付けに係る期間が1か月に満たない土地の貸付に係る占用料の徴収の際、消費税等を徴収していないものがあった。 消費税等の課税・非課税の判断は適切に行い、消費税等の課税手続を適切に行っていく必要がある。
3. 資産管理				
51		33	漁港台帳における施設の種類名・数量の単位の統一について	県管理の漁港における漁港台帳において施設の種類名や同一の種類施設の数量の単位の不統一が多みられる。 管理の効率化やミスの回避の観点から、施設の種類名や数量単位を統一するのが望ましい。
52		34	「第1表 総括表」の中の「漁港区域内その他の施設」の記載について	県管理の漁港における漁港台帳の「第1表 総括表」において小浜漁港のみ「漁港区域内その他の施設」の数量が記載されている。 県管理の7港についてこの記載の有無を統一するのが望ましい。
53		35	「第2表 漁港施設明細表」の「種類」欄の記載について	漁港施設明細表において、種類名の欄に区分名と同一の名称が記載されているものがある。 漁港台帳の「第2表 漁港施設明細表」の「種類」欄には、区分名をブレイクダウンした詳細な種類の名称を記載するのが望ましい。
54	19		定期的な現物確認の実施について	県は、漁港資産の管理について、漁港台帳を整備し管理しているが、漁港台帳に記載のある資産について定期的な現物確認が実施されていない。 県は、漁港資産について、定期的（各年度の漁港台帳を作成するため、年1回以上）に現物確認を実施して、現物と漁港台帳の内容の不一致を修正しなければならない。
55	20		現物と漁港台帳の不一致について	越前漁港において、漁港台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。 漁港台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要がある。
56	21		現物と漁港台帳の不一致について	早瀬漁港において、漁港台帳の整備状況について確認したところ、台帳および付帯する平面図と現場の状況が乖離しているものが見受けられた。 漁港台帳は、現状の漁港の姿を映す管理資料であるため、適切に整備する必要がある。特に用途が変化しているものについては、今後の活用を検討する基礎にもなりえることから、現場状況をふまえて適切に更新する必要がある。
57	22		現物と漁港台帳の不一致について	小浜漁港の漁港台帳の整備状況を確認したところ、現物は存在しているが漁港台帳上は記載されていない、漁港台帳を補足する平面図と漁港台帳の整合性が一部取れていないといった不備が見受けられた。 漁港台帳は、漁港施設の多様性や施設の経緯・現状等を明確にすること、普通交付税や災害等対応の観点からも逐次整備する必要がある、整備することによって漁港施設の資産保全にもつながるため、漁港台帳の適切な整備運営を今まで以上に行っていく必要がある。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
58	23		海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について	各漁港において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。 海岸保全区域台帳は、海岸法施行規則に準拠した台帳を作成しなければならない。
4. 施設管理				
59		36	巡回パトロールに関するマニュアルの整備について	巡回パトロールについてマニュアルが整備されていない。 巡回パトロールが属人的にならないよう業務を文書化して統一的方法で実施することが望まれる。
60	24		許可のない立ち入り禁止ゲートおよび看板の設置について	鷹巣漁港および柴崎漁港において、作業中でないにも関わらず漁港関係者により立ち入り禁止ゲートや関係者や立ち入り禁止の看板が設置されていた。漁港は公共のものであり、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板の設置は適切でない。 県は、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板等は設置しないよう指導する必要がある。
61		37	老朽化した設備について	鷹巣漁港において、老朽化した係船用のリングが設置されていた。それが利用された場合、船舶の係留が外れたりする可能性があり危険性がある。 現状のまま放置することは危険を伴うため撤去または修繕が必要である。
62	25		許可のない駐車場の白線について	柴崎漁港において、許可なく駐車場の白線が引かれていた。許可なく白線を引くのは適切でない。県は、許可なく白線を引くことがないよう指導するべきである。
63	26		堤防への落書きについて	越前漁港において、堤防に「釣りするな」の落書き（器物破損）がされていた。堤防へ許可のない記載は適切でない。 県は、許可のない堤防への落書きを消去するとともに、防止するよう指導監視する必要がある。
64		38	清掃協力金を募る看板について	早瀬漁港において、漁協から釣り客へ清掃協力金を募る看板が設置されていた。 看板の設置は漁協が許可を得て実施しているが、そもそも、漁協が独自の活動として清掃協力金の募集活動を行う体系となっているのは望ましくない。清掃活動等の維持管理は、本来施設管理者である県が実施すべきものであり、この業務を適切な手法で漁協に委託するのであれば理解できるが、漁協の独自の活動に任せている状態では、県が施設を適切に管理しているとは言い難く、利用者の善意に依存しているように思われる。独自に漁協が清掃協力金を募集することで釣り客との間でのトラブルが発生することも考えられる。 県は、トラブルが発生しないよう釣り客のマナー向上の啓発に努めることが望まれる。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
65	27		無許可の工作物の設置について	<p>早瀬漁港および高浜漁港において、許可を得ることなく、係留用と思われる杭やはしごが岸壁にボルトで固定されているのを発見した。</p> <p>工作物を無断で設置する行為は、施設管理上、想定されていないリスクを引き起こす場合がある。また、工作物を設置することで施設の損傷を招き、耐久性が低下するなどの問題も発生する可能性があり、場合によっては建造物損壊行為に該当する。</p> <p>したがって、県は、工作物を設置する場合は、事前に許可申請を求めるとの指導および監督を適切に実施する必要がある。</p>
66	28		不法係留について	<p>早瀬漁港・日向漁港・小浜漁港・高浜漁港においては、漁港施設内に不法係留となっている漁船やプレジャーボートが発見された。</p> <p>県は、不法係留船舶に対し、利用届出書や許可申請書の提出を求め、必要に応じた使用料等の徴収を条例どおり行うべきである。</p>
67	29		漁船の利用届について	<p>漁船の利用届については、各漁港に関連する漁協がとりまとめて事業年度開始直前に一括して届出し、それに対して県が受付を行っている。この方法では、事業年度途中に新造・廃船等で漁船の増減が発生した場合、これに伴う利用の新規または廃止等の届出が漏れる可能性がある。</p> <p>県は、漁協に対して漁船の異動時における利用届の適時提出を求めらるべきである。</p>
68		39	船舶管理のための手法について	<p>各漁港施設において、現場の状況は、パトロールや漁協への聞き取りなどで把握しているが、船舶の係留状況について記録をつけたり、利用届出状況と照合したりしておらず、漠然と目視確認をするに留まっている。</p> <p>県は、定期的な船舶の照合作業や継続的な記録観察を通じて、適切な手続きを経ていない船舶の発見やそれへの是正措置を積極的に行うべきである。</p>
69	30		放置物について	<p>各漁港施設内に車両や船、古い漁具などの数多くの放置物・廃棄物が発見された。</p> <p>県は適切な維持管理のため、処分や撤去を求めるとともに、そもそも放置物・廃棄物を出さない啓発活動を積極的に行う必要がある。また、状況によっては、所有者より占用許可申請の提出を求め、占用料を徴収するべきである。</p>
5. 目標設定				
70		40	目標設定について	<p>県は、各漁港における登録漁船数や属地陸揚量、属地陸揚金額など漁港港勢について、明確な目標設定は行っていない。</p> <p>漁港の活性化や漁港施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
6. 災害対策				
71		41	大規模地震への対応について	各漁港において、海岸線にできる道路の数は限られており、大規模地震においては、寸断される恐れが高い。 そのため、漁港における大規模地震対策は、道路の整備状況も考慮し、デジタル技術の進展や最新の研究成果を積極的に取り入れながら、漁港施設の耐震化と地震発生時の対応、発生後の災害復旧活動への漁港および漁港施設の有効活用といった事前・発生時・事後といった3つの時間的局面から総合的に計画し推進していくことが望まれる。
72		42	事前対策の目標年度の設定について	越前地域BCPおよび小浜地域BCPにおいて、大規模災害が発生する前に事前対策を実施するとし、各対策ごとに目標年次を設定するとしているが、各対策のいずれについても目標年次の記載がされていない。 各対策の実施を促すためにも、目標年次を設定し越前地域BCPおよび小浜地域BCPに記載することが望まれる。
73		43	災害時の対応マニュアルの策定について	現在、各漁港において災害時の対応マニュアルが作成されていない。 県は、実際に災害が発生した場合に迅速に行動できるよう、想定されるいくつかのパターンについては、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法についてマニュアル化しておくことが望まれる。
7. 指定管理施設				
(1) 小浜漁港指定管理施設				
74		44	利用予約について	現状、インターネットでの利用予約ができない。 今日では、ある施設を利用する場合、インターネットやスマートフォンで施設の利用予約ができるようになっている施設も多い。利用者の利便性の向上や、事務負担の軽減の観点からも、今後は県と協議をしてインターネット予約ができるように検討していただきたい。
75		45	Web サイトでの情報提供について	現状、指定管理施設のWebサイトが設けられていない。 指定管理者のWebサイトを作成することによって、利用料金やその他の情報、例えば、天候不順には注意喚起を促すといったことも含め、有用な情報をタイムリーに開示することが可能となる。 指定管理者は、指定管理施設の利用者のみならず潜在的利用者の利便性に資するためにも、指定管理施設のWebサイトを設けることが望まれる。
76		46	災害時のマニュアルの作成について	係留施設の災害時の対応マニュアルが作成されていなかった。 近年、異常災害が多い。水に関連する施設でもあるため、特に人命にかかわる事故が生じた場合や施設の破損といった事態が発生した場合に備えて、指定管理者は、県と協力し、災害時の対応マニュアルを作成し、係留サービスをより安全に行っていくけるようにすることが望まれる。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
77		47	未収債権の管理について	<p>ブレンダーボートの係留にかかる使用料収入の一部について、令和4年度以前のものも含め、未収となっているものがあつた。</p> <p>回収ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行うとともに、長期的に支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
<事務事業（港湾事業）>				
I. 産業労働部 成長産業立地課における事務事業				
1. 福井港貨物集荷促進補助金				
78		48	事務事業評価と予算への反映について	令和4年度において予算額1,500千円に対し、実績額は100千円だったが、予算の策定期限の関係上、年度の確定した実績ではなく前年度見込みをベースに予算を算出し、令和5年度においても前年度と同額の予算を計上している。 予算の策定においては、適正な事業評価とそれを反映した適正な予算を計上するために、担当部署が予算策定のためのデータの集計期間や入手時期を変更するなどの措置が必要である。
79		49	活動指標と成果指標の関連性について	この事業において、活動指標は低下している（悪化している）が成果指標は向上しており、両指標の関連性は非常に低いといえる。 活動指標と成果指標は両者の関連性が高いものを設定すべきである。
80		50	成果指標の目標値の変更について	この事業は今後も継続する事業であるが、過去4年のすべての年度において成果指標の実績値が目標値を上回っている。 このような場合は、成果指標の目標値を高くてこの事業を継続するか、または、この事業を完了して他の成果指標を設定した新たな事業を策定する必要がある。
2. ポートセールス促進事業				
81		51	事業評価の判定について	令和5年度の当初予算として令和4年度の当初予算から約3.1%減額した予算を計上しているが、これは「整理統合」という事業評価（R5 予算編成方針）と矛盾する。 この場合の事業評価は「継続」が適切である。また公表するデータはすべて担当者以外の者のチェックを行うことが内部統制上不可欠である。
3. 敦賀港利用拡大事業				
82		52	事務事業における事業評価に関する記載について	事業評価が「継続」以外の場合において事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に記載がないと、事業評価の内容や根拠が把握できない。 事業評価が「継続」以外の場合には、事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に事業評価の内容や根拠を記載すべきである。
83		53	事務事業における事業評価の結果の区別について	この事業における事業評価は、ほぼ目標を達成していることから考えると「完了」という評価が適切であると思われるが、事業効果が期待できないため事業を終了する「廃止」という評価になっている。 事務事業カルテは、事業評価のために作成する重要書類であり、事業評価の結果である「継続、拡充、縮減、完了、整理統合、廃止、休止、終期の見直し、その他」は、その意味を明確に区別してうえで記載しなければならない。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
84		54	成果指標の目標値の変更について	当年度において事業の成果指標の目標をほぼ達成しながら、翌年度の予算編成において整理統合し引き継がれた新事業においても既に目標達成した数値を変更せずにそのまま目標値としている。 敦賀港鞠山南地区の拡張工事の段階的完成・供用などを考慮すると、新事業の成果指標の目標値は目標としてふさわしい数値に上方修正すべきである。
4. 敦賀港コンテナ物流トライアル事業				
85		55	成果指標について	事業目的は、外貿コンテナ貨物の集荷拡大を図ることであり、事業内容も外貿を対象としているが、成果指標は、外貿だけでなく内貿の取扱量も含んだ「取扱貨物量」となっている。 成果指標は、事業目的の達成度を測る物差しとしての数値を設定する必要があり、この事業における成果指標は、内貿の取扱貨物量を含まない外貿の取扱貨物量とすべきである。
5. 外貿定期航路運行安定化事業補助金				
86		56	この事業の効果について	令和4年度における27.5%という補助金事業における低い予算達成率（補助金の実際支給額／予算額）と成果指標の実績値の目標値からの下方乖離に対して、県は、令和5年度においても令和4年度と同額の予算および同じ条件・内容で事業を継続している。 県は、定期航路の安定化・拡大のためのこの事業に代わる効果的な方法はないか検討中のようであり、より効果的な事業の立案・実行が望まれる。
87		57	内部統制におけるチェック機能について	Webサイトで公表されているものに誤りが見受けられる。 これから推測するに、公表されるデータは以上に及ばず、その他のデータに関しても作成者のミスや理解不足を回避する上席のチェック機能が機能していない部分が多く存在するおそれがある。いま一度事務所全体の内部統制におけるチェック機能を見直す必要がある。
6. 海外クルーズ客船誘致受入協議会				
88		58	活動指標および成果指標について	おもてなし事業における活動指標および成果指標は、事業目的から鑑みて指標として適切でない。 事業目的の達成度を測るものさしとしての適切な成果指標とそのための活動の度合いを表す活動指標を適切に設定しなければならない。
II. 土木部 港湾空港課における事務事業				
1. 海外クルーズ客船おもてなし事業				
89		59	活動指標と成果指標の関連性について	港湾空港課の「海外クルーズ客船おもてなし事業」において、活動指標としている「警備員派遣人数」と成果指標としている「海外クルーズ船寄港回数」には、事業の活動とその活動による成果という関係性はなく、指標として不適切である。 活動指標と成果指標には、事業の活動とその活動による成果という関係性がなければならない。例えば、この事業において活動指標をそのまま（「警備員派遣人数」）とするなら、成果指標として「負傷者・ケガ人発生者数」などが考えられる。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
2. 敦賀港内航利用拡大事業				
90		60	補助金利用企業の意向調査について	<p>現行の「(補助金) 交付申請書兼事業実績報告書」の様式では、内航物流に敦賀港を利用しない、または、利用を躊躇している補助金事業利用者が利用に踏み切るために必要な改善点や補充点などが明らかになっていない。</p> <p>今後の事業計画の策定に有効利用できるよう、評価に関する記載欄を設けるなどの実績報告書の様式の改善または新たな意向調査書を作成することが望ましい。</p>
3. 敦賀港鞠山南地区 2 期工事 (特別会計)				
-	該当なし	-	-	-
4. 敦賀港新多目的クレーン整備事業 (特別会計)				
-	該当なし	-	-	-